令和　２　年１１月３０日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長　　大　西　一　史

議案番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
議第２６８号	山ノ神２丁目第１９号線	東区山ノ神２丁目２６１２番５４８　地先 東区山ノ神２丁目２６１２番５３１　地先	
議第２６９号	下無田第４１号線	東区画図町大字下無田８２８番１　地先 東区画図町大字下無田８３０番１０　地先	
議第２７０号	野口２丁目第８号線	南区野口２丁目２８９番６　地先 南区野口２丁目２８９番１０　地先	
議第２７１号	上代６丁目第１号線	西区上代６丁目２４８６番４　地先 西区上代６丁目２４８７番　地先	
議第２７２号	中島町第４２号線	西区中島町８０２番７　地先 西区中島町８０２番４　地先	
議第２７３号	戸島５丁目第９号線	東区戸島５丁目９１番１　地先 東区戸島５丁目９２番８　地先	
議第２７４号	戸島５丁目第１０号線	東区戸島５丁目９２番１６　地先 東区戸島５丁目９２番８　地先	
議第２７５号	戸島西５丁目第３号線	東区戸島西５丁目３１４１番２０　地先 東区戸島西５丁目３１４１番３７　地先	
議第２７６号	長嶺西２丁目第９号線	東区長嶺西２丁目２４２４番１　地先 東区長嶺西２丁目２４２６番１１　地先	
議第２７７号	鶴羽田２丁目第２号線	北区鶴羽田２丁目３１７番１　地先 北区鶴羽田２丁目３１７番８　地先	

議案番号	路　線　名	起　　　　　点 終　　　　　点	重要な経過地
議第２７８号	護藤町 第４４号線	南区護藤町１５６０番１１　地先 南区護藤町１５６０番１　地先	
議第２７９号	白石町 第１０号線	南区白石町２６２番７　地先 南区白石町２６２番１１　地先	
議第２８０号	浜口町 第６号線	南区浜口町１６０番１　地先 南区浜口町１６０番８　地先	
議第２８１号	大町 第１５号線	南区富合町大町９２６番１　地先 南区富合町大町９２６番６　地先	
議第２８２号	清藤 第２８号線	南区富合町清藤１８番４　地先 南区富合町清藤１８番１２　地先	
議第２８３号	古閑 第１２号線	南区富合町古閑８４１番３　地先 南区富合町古閑８４１番９　地先	
議第２８４号	千町 第３３号線	南区城南町千町２０２４番９　地先 南区城南町千町２０２４番４　地先	
議第２８５号	舞原 第４４号線	南区城南町舞原３６０番６　地先 南区城南町舞原３６０番１８　地先	
議第２８６号	投刀塚 第３号線	北区植木町投刀塚８１番７　地先 北区植木町投刀塚８２番１４　地先	
議第２８７号	野口２丁目 第７号線	南区野口２丁目９４５番８　地先 南区野口２丁目９６５番４　地先	
議第２８８号	戸島西３丁目 第８号線	東区戸島西３丁目３３８３番２７　地先 東区戸島西３丁目３３７７番２６　地先	

（提出理由）

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３９条の規定に基づく管理帰属

(2)　地元要望